

職務に専念する義務の特例に関する規則

平成19年2月1日
規則第13号

職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第12号）第2条の規定により、職務に専念する義務を免除することができる場合を次のように定める。

- (1) 栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣された職員にあっては、当該派遣をした地方公共団体等の条例、規則その他の関係規定により職務に専念する義務が免除される場合に該当する場合

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。